

## 入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年2月17日

石巻市長 齋藤正美



### 記

#### 1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 石巻市ささえあいセンター管理業務
- (2) 業務場所 石巻市ささえあいセンター：石巻市穀町15番2号
- (3) 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 業務内容 石巻市ささえあいセンターの管理に関する業務  
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (5) 入札方法 制限付き一般競争入札（石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市公示第125号）第4条第2項第1号に規定する入札前資格審査型）  
※「非参集型入札」対象業務とする（ホームページの「非参集型入札の手続きについて（お知らせ）」を参照のこと）。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札日（開札日）において、次に掲げる要件の全てを満たしているものであること。
  - ① 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の役務提供「保守点検・管理」の「建物」に登録され、かつ、石巻市内に本店、支店又は営業所等のいずれかの機能を有する者
  - ② 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第8号に規定する事業の登録を受けている者
  - ③ 令和3年4月1日以降に、国、地方公共団体又は民間事業所の発注による建物の保守点検・管理業務（建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者を選任）を元請として1年以上継続して請け負った実績を有する者
  - ④ その他仕様書で定める要件に該当する者

(2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- ① 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
- ② 令第167条の4に規定する者
- ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑦ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約するに、不適当な相手方に該当するおそれがある者

### 3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
入札前資格審査用一般競争入札参加申請書の提出	令和8年3月3日（火） 午後5時 必着 封筒の表に公告番号、件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書きすること。	〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市保健福祉部保健福祉総務課 地域福祉推進係 「一般書留」若しくは「簡易書留」で郵送、又は窓口持参すること。
審査結果の通知	令和8年3月5日（木）	ファクシミリ又は電子メールにより通知
仕様書等の閲覧	令和8年2月17日（火）から 令和8年3月11日（水）まで	石巻市ホームページへ掲示
仕様書等に対する質疑応答書の受付	令和8年2月17日（火）から 令和8年2月24日（火）まで	ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。

回答書の閲覧	令和8年2月26日(木)から 令和8年3月11日(水)まで	石巻市ホームページへ掲示並びに 質問者にはファクシミリ又は電子 メールにより通知
入札書の提出期限	令和8年3月11日(水) 午後5時 必着	保健福祉部保健福祉総務課地域福 祉推進係まで 「一般書留」若しくは「簡易書留」 で郵送、又は窓口持参すること。
入札日(開札日)	令和8年3月12日(木) 午前11時	

- (注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市休日定める条例(平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。)に規定する休日は、質疑応答書及び入札参加書類の提出並びに仕様書等の閲覧等を行うことはできない。
- 2 質疑応答書及び入札参加書類の提出並びに仕様書等の閲覧を行うことができる時間は午前8時30分から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く。)とする。
- 3 入札公告の開始日から仕様書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、仕様書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は閲覧図書等で仕様書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

#### 4 入札参加資格書類の提出

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限、場所等を厳守し、次に掲げる書類各1部を郵送(「一般書留」又は「簡易書留」)又は窓口持参により提出して、資格審査を受けなければならない。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (1) 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書(別記様式第1号)
- (2) 建築物環境衛生総合管理業登録証明書の写し
- (3) 請負業務実績調書(別記様式第2号)
- (4) 入札参加申請者の請負実績の内容が確認できる契約書、請負書等の写し
- (5) 会社概要(会社の業務内容等を説明したパンフレット等の資料)

#### 5 入札参加資格の審査結果の通知

- (1) 入札参加資格の審査結果については、制限付き一般競争入札資格審査結果通知書

により通知する。なお、この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。

- (2) 上記(1)に示す制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書を交付された者であっても、開札日の前日午後5時までは、入札を辞退することができる。なお、入札を辞退する場合は、任意様式の辞退届を提出すること。

## 6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

## 7 入札書の提出

- (1) 前記5の制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により入札参加資格を有していると認められた者は、前記3に示す期限、場所等を厳守し入札書を中封筒に封筒した二重封筒で、郵送又は窓口持参すること。
- (2) 本広告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (3) 入札書の日付は、入札日（開札日）とすること。

## 8 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (3) 見積もった契約期間分の総額を入札書に記載すること。

## 9 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は1回を限度とする。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に切り替える。

## 10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することができない。

- (1) 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札前資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (2) 入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者の行った入札及び前記2(2)に掲げる者の行った入札
- (3) 金額その他重要事項の記載が不明瞭な入札（修正可能な筆記用具の使用等）
- (4) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、重要な文字が離脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 談合その他不正の行為があった入札

## 11 入札結果について

本入札の結果が確定した場合は、その結果を入札参加者に対しファクシミリ又は電子メールにより通知する。

## 12 契約保証金に関する事項

契約保証金は、免除する。

## 13 その他

- (1) 入札に参加する者は、本公告のほか、別添石巻市ささえあいセンター管理業務仕様書及び石巻市建設工事等競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）等、関係法令を遵守すること。
- (2) 落札者は、この契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 実際に生じた本市の損害額が、上記(2)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。上記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が上記(2)の規定による損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(4) 受託者は、業務従事者の訓練期間及び前受託者からの業務引継期間を設け、委託業務の履行開始日から円滑に業務が行えるように準備をすること。

受託者が受託業務契約を終了する場合（契約書の規定に基づき業務契約期間中に契約が解除された場合を含む。）は新たに業務を受託する者に円滑に業務の引継ぎを行うこと。

(5) 受託者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせるときは、あらかじめ委託者に書面による申請を行い、承諾を得なければならない。

(6) 詳細又は不明な点については、石巻市保健福祉部保健福祉総務課に照会のこと。

担当：石巻市保健福祉部保健福祉総務課  
TEL：0225-95-1111  
内線：2466  
FAX：0225-25-6039  
メール：iswelfare@city.ishinomaki.lg.jp